

提 案 理 由 の 要 旨

〔 令 和 2 年 6 月 2 日 〕
〔 第 3 回 (6 月) 上 越 市 議 会 定 例 会 〕

提 案 理 由 の 要 旨

本日ここに、令和2年第3回市議会定例会を招集し、提案いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

最初に、補正予算についてであります。

- 議案第57号は、令和2年度上越市一般会計補正予算であります。

歳入歳出予算総額に13億5,554万円（以下、万円未満省略）を追加し、予算規模を1,128億3,236万円とするものであります。

新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るとともに、大きな影響を受けている市民生活や地域経済を支援するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と財政調整基金を活用し、現下の厳しい状況を踏まえた事業継続や市民生活の支援に向けた市独自の対策の実施などに要する経費を増額するものであります。

それでは、歳出予算から款を追って主な事業をご説明いたします。

- 総務費は、5,042万円の増額であります。

市内の公共交通機関を活用した広告に要する経費を増額し、新型コロナウイルス感染症の感染防止の啓発などに取り組むとともに、公共交通事業者を支援するものであります。

- 民生費は、3億2,609万円の増額であります。

アルバイト等の社会経済活動が制限され、収入が減少しながらも学業の継続に励む市内在住及び本市出身の大学生、専門学校生等に対し、学費や生活費の一部を支援するほか、児童扶養手当を受給するひとり親家庭等に対し、生活を支援する観点から一時金を支給するための所要の経費を増額するものであります。

また、国による住居確保給付金の給付要件緩和を受け、申請件数の増加を見込み増額するとともに、特別支援学校等の臨時休業により、放課後等デイサービスの利用の増加が見込まれることから給付費を増額するものであります。

- 衛生費は、2,265万円の増額であります。

新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、市民健康診査等を事前予約制に変更するために必要な経費を増額するほか、消毒液やマスク等の感染症対策備蓄品の補充、新たにサーモグラフィなど必要な物品の配備に要する経費を増額するものであります。

- 商工費は、9億4,803万円の増額であります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが特に減少している事業者に対して市

が新たに現金給付を行うとともに、市内中小企業等への家賃等の固定費に対する支援について、対象業種の拡充を求める声を踏まえ要件を緩和したことから、事業継続支援緊急助成金を増額するほか、新潟県セーフティネット資金を利用する際の信用保証料や借入利子に対する補助金について、今後の申請の増加を見込み増額するものであります。

さらに、落ち込んだ消費の早期回復に向け、商工団体やタクシー事業者、宿泊事業者等が実施するプレミアム付きの商品券や乗車チケット、宿泊料金の割引に対する支援を行うことで、市内経済の立て直しを図っていくとともに、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えて、宿泊事業者が実施するプロモーション活動等に要する費用の一部を補助してまいります。

○ 教育費は、833 万円の増額であります。

路線バスで通学する児童生徒において、一部路線における車内の過密化を避けるため、スクールバスを臨時に増車することから、これに要する経費を増額するものであります。

また、歳入につきましては、国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、障害者自立支援給付費負担金、生活困窮者自立相談支援事業等負担金を、県支出金では、障害者自立支援給付費負担金をそれぞれ増額するとともに、本補正予算の収支の均衡を図るため、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

なお、今後も新型コロナウイルス感染症の収束後の状況を見据え、市民生活や地域経済の回復、地域振興などへの対策について検討を進め、適時適切な対応を図ってまいります。

○ 続きまして、議案第 58 号 令和 2 年度上越市一般会計補正予算であります。

歳入歳出予算総額に 2 億 9,030 万円を追加し、予算規模を 1,131 億 2,266 万円とするものであります。

その主な内容は、水族博物館の管理に関する協定に基づき、指定管理者からの納付金などを水族博物館整備運営基金に積み立てるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した温浴施設、貸館施設等の指定管理施設 49 施設に対し、協定に基づき、4 月から 6 月までの減収に対する補填金を増額するほか、新潟県南部産業団地の分譲に係る補助金などを増額するものであります。

それでは、歳出予算から款を追って主な事業をご説明いたします。

なお、指定管理施設に対する補填金の補正につきましては、個々の事業別説明は省略さ

せていただきます。

- 総務費は、2,486 万円の増額であります。

上越妙高駅周辺地区商業地域建築資金借入利子前払事業補助金について、交付対象施設に係る建築資金借入れが当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するとともに、NPO 法人が実施する体験活動事業が、一般財団法人地域活性化センターの助成事業に採択されたことから、移住定住対策事業に係る補助金を増額するものであります。

- 商工費は、9,275 万円の増額であります。

新潟県南部産業団地の分譲に伴い、産業団地等取得補助金を増額するほか、三和米と酒の謎蔵及び三和味の謎蔵の民間事業者への譲渡に伴い、施設内の物品の移設等に要する経費を増額するものであります。

- 教育費は、1 億 4,312 万円の増額であります。

水族博物館の指定管理者からの納付金などを同施設の整備運営基金に積み立てるものであります。

- 予備費は、1,800 万円の増額であります。

住居確保給付金の増加や市内小中学校等の児童生徒・教職員等へのマスクの配布などに要する経費について予備費を充用し、対応してきたことから、今後の不測の事態に備え、増額するものであります。

次に、主な歳入について、ご説明いたします。

- 地域活性化センター助成金のほか、水族博物館の指定管理者との協定に基づく納付金などを増額するとともに、本補正予算の収支の均衡を図るため、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

- 第 2 表は、債務負担行為の補正であります。

指定管理者の辞退に伴い、本年 7 月 1 日から新たに指定管理者を指定する安塚雪だるま高原の管理運営業務委託のほか、市道大潟 329 号線の信越本線潟町駅構内潟町歩道橋架け替え工事に係る東日本旅客鉄道株式会社への工事施行委託について、それぞれ債務負担行為を設定するものであります。

- 議案第 59 号 令和 2 年度上越市国民健康保険特別会計補正予算及び議案第 60 号 令和 2 年度上越市介護保険特別会計補正予算は、それぞれ国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における本年 2 月 1 日以降の国民健康保険税及び介護保険料の減免を行うことによ

り必要となる令和元年度分の保険税、保険料の還付に要する経費を増額するものであります。

次に、条例その他の議案についてご説明いたします。

○ 議案第 61 号は、小林古径記念美術館条例の制定についてであります。現在、小林古径邸敷地内において整備を進めている小林古径記念美術館について、古径の顕彰に加え、当市ゆかりの作家や美術品等を紹介する市立美術館として、本年 10 月 3 日から新たに供用を開始することとし、施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものであります。

○ 議案第 62 号 上越市手数料条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等により、個人番号の通知カードの交付が廃止されることに伴い、その再交付手数料に係る規定を削除するものであります。

○ 議案第 63 号 上越市市税条例等の一部改正は、令和 2 年度税制改正による地方税法等の一部改正を受け、個人市民税における未婚のひとり親に対する所得控除の適用及び寡婦(寡夫)控除の見直しをするとともに、所有者不明土地等に係る固定資産税の賦課徴収に当たり、現に所有している相続人等からの申告や、使用者を所有者とみなす制度を拡大するなど、所要の改正を行うものであります。

また、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について必要な改正を行うものであります。

○ 議案第 64 号 上越市介護保険条例の一部改正は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における介護保険料の減免を行うため、対象となる被保険者の要件などについて所要の改正を行うものであります。

○ 議案第 65 号 上越市国民健康保険税条例の一部改正は、令和 2 年度税制改正による地方税法等の一部改正を受け、国民健康保険税の課税の特例として、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に特別控除を適用するため所要の改正を行うものであります。

また、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における国民健康保険税の減免を行うため、対象となる被保険者の要件などについて所要の改正を行うものであります。

○ 議案第 66 号 上越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を受け、放課後児童支援員の資格要件を改めるものであります。

- 議案第 67 号 上越市三和米と酒の謎蔵条例の廃止及び議案第 68 号 上越市三和味の謎蔵条例の廃止は、平成 28 年度から休止している当該施設について、このほど有効活用策の提案があった民間事業者に譲渡するため、それぞれ供用を廃止するものであります。
- 議案第 69 号 上越市過疎地域自立促進計画の変更は、吉川区内において運行している地域バスの老朽化に伴う更新及び清里区内において新規運行する市営バスの購入に過疎対策事業債を活用することとし、当該事業を上越市過疎地域自立促進計画に追加するものであります。
- 議案第 70 号及び議案第 71 号の工事請負契約の締結は、旧第 2 クリーンセンター除却工事及び板倉区統合小学校改修工事について、それぞれ随意契約の方法により、工事請負契約を締結するものであります。
- 議案第 72 号 工事施行協定の締結は、信越本線潟町駅構内潟町歩道橋架け替え工事の施行に当たり、工事の特殊性を考慮し、東日本旅客鉄道株式会社と 5 億 1,170 万円で工事施行協定を締結するものであります。
- 議案第 73 号から議案第 80 号までの財産の取得は、ロータリ除雪車 3 台をそれぞれ制限付き一般競争入札の方法により、また、除雪ドーザ 3 台、小形除雪車 1 台及び排水ポンプ車 1 台をそれぞれ指名競争入札の方法により、動産の買入れ契約を締結するものであります。
- 議案第 81 号 指定管理者の指定は、安塚雪だるま高原の指定管理者を指定するものであります。
- 報告第 1 号は、3 月 31 日に専決処分いたしました上越市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

令和 2 年度税制改正により地方税法施行令の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日に公布され、一部が同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び

減額の基準について、所要の改正を行ったものであります。

- 報告第2号は、4月16日に専決処分いたしました令和2年度上越市一般会計補正予算であります。

歳入歳出予算総額に2億9,802万円を追加し、予算規模を919億7,745万円といたしました。新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、市内中小企業等において売上減少など経営に支障を来している状況を踏まえ、財政調整基金を活用して迅速に市独自の経済対策を講じることとし、必要な経費について、補正予算を専決処分したものであります。

- 報告第3号は、4月30日に専決処分いたしました令和2年度上越市一般会計補正予算であります。

歳入歳出予算総額に194億9,936万円を追加し、予算規模を1,114億7,681万円といたしました。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を実施するための国の令和2年度補正予算が成立したことを受け、速やかに特別定額給付金事業などの関連事業を実施するために必要な経費について、補正予算を専決処分したものであります。

- 報告第4号は、4月30日に専決処分いたしました令和2年度上越市国民健康保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出予算総額に292万円を追加し、予算規模を173億5,685万円といたしました。新型コロナウイルス感染症に感染した方等への傷病手当金の支給に要する経費について、補正予算を専決処分したものであります。

- 報告第5号は、4月30日に専決処分いたしました上越市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国民健康保険の被保険者が同ウイルス感染症に感染した場合等に傷病手当金を支給することとしたことから所要の改正を行ったものであります。

- 報告第6号は、4月30日に専決処分いたしました上越市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新潟県後期高齢者医療広域連合が同ウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金を支給するに当たり、申請書の

受付を市が行うことから所要の改正を行ったものであります。

説明は以上であります。慎重ご審議の上、速やかにご賛同くださるようお願い申し上げます。